

## 意見聴取事項

ヘイトスピーチの解消に向けた取組として、府が管理する公共施設においてヘイトスピーチを伴う集会等の開催を抑制するために実施する次の方策について、効果、課題、手続・実施体制等の面から御意見を伺いたい。

1 集会等の開催を目的とした公共施設の利用許可申請において、ヘイトスピーチが行われるおそれが客観的な事実を照らし、明白に認められる場合は、利用を許可しない。

2 集会等の開催を目的とした公共施設の利用許可申請において、許可の条件として「当該集会等においてヘイトスピーチを行わないこと」及び「許可条件に違反した場合は許可を取り消すことがあること」を付与する。

3 集会等の開催を目的とした公共施設の利用許可申請において、申請者に対し、ヘイトスピーチ解消法の趣旨や、当該集会等においてヘイトスピーチを行わないことを内容とする個別啓発を行う。